

## 建築士制度等に関する資格・教育の国際比較検証業務 ～欧州等～ — 25年度調査の概要—

本報告書は、平成25年度に公益財団法人建築技術教育普及センターからの依頼を受けて、「建築士制度等に関する資格・教育の国際比較検証業務～欧州等～」について、建築・住宅国際機構がとりまとめたものである。

本検討は、平成23、24年度に公益財団法人建築技術教育普及センターが行った主要国の建築資格試験制度等の調査・研究に引き続き、主要国における建築士制度の概要を把握し、整理することを目的とする。特に、日 EU EPA の交渉開始が合意されたことを踏まえ、欧州等の建築士制度について重点的に調査を行った。併せて、過去の調査結果について、時点経過による情報更新を行った。また、主要国における、建築士登録審査時の、当該国以外の学歴や建築士資格を有する者の取扱いについて調査した。

### 1. 各国におけるアーキテクト制度の調査

当センターでは、これまで、欧米・アジア地域を中心に海外におけるアーキテクト制度に関する基礎的な調査を行ってきた。今回の調査では、平成24年度に行った主要国(米国、カナダ、英国、オーストラリア、ニュージーランド、シンガポール、中国、台湾、韓国)以外の以下の国のアーキテクト資格試験制度等の情報の更新を行うとともに、法令、職能団体が提供する文献等参照した根拠資料の整理を行った。

平成25年度対象国

フランス、ドイツ、スペイン、イタリア、EU、香港、フィリピン、タイ、マレーシア、インドネシア、メキシコ、UIA

### 2. 各国におけるエンジニア制度の調査

当センターでは、これまで、欧米を中心に海外におけるエンジニア制度に関する基礎的な調査を行ってきた。今回の調査では、英国、米国、オーストラリア、ニュージーランド、カナダ、ドイツ、フランス、EU のエンジニア資格試験制度等の情報更新を行うとともに、法令、職能団体が提供する文献等参照した根拠資料の整理を行った。

### 3. 主要国における海外建築士資格保有者等の受入れについての調査

主要国における外国の学歴又は外国の建築士資格を有する者の受入れについて調査した。米国については、Broadly Experienced Foreign Architect (BEFA) と称する海外のアーキテクト資格保有者のための制度の概要を整理した。また、EU については、日本の一級建築士を取得後、スペイン及びドイツのアーキテクト資格を取得した方にヒアリングを行った。さら

に、オーストラリア及びニュージーランドについては、アーキテクト及びエンジニアとして登録するための審査に当たっての外国の学歴を有する者の取扱いについて整理した。

#### 4. おわりに

今回の調査では、建築・住宅国際機構の協力を得て、各国の法令及びアーキテクト／エンジニア制度を担う機関や職能団体が提供する文献等を参照し、アーキテクト／エンジニアになるまでの制度（資格取得要件）とアーキテクト／エンジニアになってからの制度（名称独占、業務独占、資格更新制の有無等）を整理した。

各国のアーキテクト制度及びエンジニア制度は、国ごとあるいは同一国内であっても地域ごとに異なっており、しかも時代とともに変遷しつつある。このため、今後とも様々な方法により情報収集を継続していくことが必要である。

建築家制度比較表(2013)

国	項目	根拠法	資格取得前			資格取得後				その他	備考	
			資格取得要件			資格固有の独占		資格の更新制の有無	継続教育(CPD)の義務等			事務所登録の必要性
			学歴要件	実務要件	試験 (①実施主体②試験内容)	名称独占の有無と名称(登録機関)	業務独占の有無と範囲					
フランス	建築法 Loi n° 77-2 du 3 janvier 1977 sur l'architecture	文化通信省が所管する国立建築家高等養成学校 L'Ecole nationale supérieure d'architecture (ENSA) 20校あるいは、高等教育省が所管するストラスブール応用化学国立学院 (INSA Institut national des sciences appliquées de Strasbourg) または文化通信省が発行する国家資格と同等と認められた学位を発行するパリ特別建築学校 (ESA Ecole spéciale d'architecture de Paris) を終了したもの。 履修期間は、6年(第1期課程3年+第2期課程2年+1年)。第1期課程修了時にdiplôme d'études en architecture conférant le grade de licence(DEEA)、第2期課程修了時にdiplôme d'État d'architecte conférant le grade de master(DEA)が与えられる。 建築分野において、建築家の監督下、あるいは建築家とのパートナーシップに基づき最低3年間のフルタイム職業経験を持った社会人で資格を取得する場合も上記ENSAのうち生涯教育を行っている6校またはESAに入学し、カリキュラムを受講、卒業しなければならない。  上記学校以外のルートは見受けられない。	第6学年に最低150時間の倫理教育と6ヶ月間の職業研修あり。なお、DEA取得後であれば、いつでも倫理教育及び職業研修を受けることができる。	なし	あり。 Architect (各地域の建築家協会)	170㎡以上の建築許可対象となる建築の許可申請には建築家の関与が必要。	毎年、登録を更新。	なし	なし 各地域の建築家協会に登録している法人のみが、sociétés d'architectureを名乗ることができる。 法第9条	29,831人 (2013年末)	Conseil national de l'ordre des architectes (フランス建築家協会) EU加盟国、欧州経済圏加盟国の建築家は、学位、実績等の条件を満たせば、建築家協会に登録可能。また、登録されていなくても、保険加入等を行うことにより、一時的な業務は可能。EU加盟国、欧州経済圏加盟国外出身で、互恵協約や国際協定の対象であれば、フランス人建築家と同様の学位資格、証明書、建築における肩書や資格を有し、条件を満たしていれば、申請を行い、建築家協会に登録可能。	
	建築家模範法 Mustearchitektengesetz (MArchG) 各州においては各州法	4年以上の規定修学期間を伴う建築専門課程、その他の専門については3年以上の修学期間を伴うドイツの大学でのしかるべき課程を完全に終了し、その後当該分野で2年以上の実務活動を積んだもの。  外国の大学または、外国のその他の施設での同等の課程修了を証明できるものも含まれる。	2年間。	なし	あり。 Architekt (各州の建築家会議所)	なし 職務は、建築物の造形的、技術的、経済的、環境指向的、社会的設計。	記載なし	記載なし	なし 会社 「Gesellschaften」が建築家会議所における会社目録に登録されているか、もしくは外国会社として認可されている場合に、パートナーシップ組合の名称または資本会社の名称に使用することができる。	129042人 (2014年1月1日)	Bundesarchitektenkammer e.V. (BAK) 連邦建築家会議所	
ドイツ(上段:各州全般、下段:ノルトライン=ヴェストファーレン州(NRW))	Gesetz über den Schutz der Berufsbezeichnungen 'Architekt', 'Architektin', 'Stadtplaner' und 'Stadtplanerin' sowie über die Architektenkammer, über den Schutz der Berufsbezeichnung 'Beratender Ingenieur' und 'Beratende Ingenieurin' sowie über die Ingenieurkammer-Bau-Baukammerngesetz (BauKaG NRW) - Vom 16. Dezember 2003	ドイツの大学で、建築家の職務に関する最低4年間の正規履修課程を終了したもの。 ここでいう建築家の職務とは、左記法律第1条に規定されている「デザイン面、技術面、エネルギー面、経済面、環境面、社会福祉面といったそれぞれの面を考慮して行う建築物のプランニング」のこと。  外国の大学または、外国のその他の施設での同等の課程修了を証明できるものも含まれる。	フルタイムで2年間。パートタイムではそれ以上のしかるべき期間。 実務訓練中に合計80時間の継続教育を受ける義務あり。	なし	あり。 Architekt (Architektenkammer NRW)	建物の建設及び変更に関する建築計画書は、建築計画書作成資格 Bauvorlageberechtigungを有する設計者が、署名によって承認しなければならない。  この建築計画書作成資格を有する者とは、「Architekt」の名称を許可されている者、技術者会議所Ingenieurkammerの会員としてNRW州技術者会議所建築部門が作成した建築計画書作成資格者のリストに登録されている者などである。 NRW州建築法第70条	毎年、登録を更新。	あり。年間最低8時間。	なし 個人で活動する場合は、十分な職業的損害賠償義務保険に加入する法的義務を負う。		Architektenkammer NRW ノルトライン=ヴェストファーレン州建築家会議所	
スペイン	(憲法) 職業協会の法的地位及び職業資格の実施は法律で定める。	Ministerio de Educación, Culutura y Deporte(教育文化スポーツ省)に認可された大学 5年	建築家としての職務は建築家協会への登録によって、権利が発生する。実務及び試験は不要。	Arquitecto, Arquitecta	設計者、現場責任者、現場実行責任者	なし	なし	UIAとの互換制度はあるが、義務ではない	個人名で営業地の協会に所属する必要がある。	登録者 50,000(2014.5)	大学を卒業すると、建築家の称号を授かる。 建築家業務は建築家協会への登録で実現する。	

建築家制度比較表(2013)

国	項目	根拠法	資格取得前			資格取得後				その他	備考	
			資格取得要件			資格固有の独占		資格の更新制の有無	継続教育(CPD)の義務等			事務所登録の必要性
			学歴要件	実務要件	試験 (①実施主体②試験内容)	名称独占の有無と名称 (登録機関)	業務独占の有無と範囲					
イタリア	技術者及び建築家の資格と業務の保護法 (1923年6月24日付法第1395号) 技術者及び建築家の業務に関する規則 (1925年10月23日付勅令第2537号)	資格には、Architect(A)とJunior Architect(B)があり、それぞれの学歴要件は以下のとおり。  Architect(A) Seizione A(Section A)の試験を受験するためには、EC指令85/384に対応した学位。  Junior Architect(B) Seizione B (Section B)の試験を受験するためには、建築・建設に関する学士または土木工学・環境工学に関する学士。	なし	①国家試験としてMIURが、Architect(A)とJunior Architect(B)に分けて実施 ②試験科目は、それぞれ筆記試験、設計製図試験及び面接試験	あり。 Architetto (CNAPPC傘下のprovincia(県)の協会に登録)	あり 計画、設計、工事監理の建築実務を行うためには建築家免許が必要。 ただし、土木技術者も建築家と同じ業務、すなわち、建築設計や建築プロジェクトへのサインなどができる	毎年、登録を更新。	あり(義務付け)	なし	150,590人(2013年)	教育・大学・研究省(MIUR: Ministro dell'Istruzione dell'Università e della Ricerca) 全国建築家・都市計画家・景観建築家・保存家協会(CNAPPC: Consiglio Nazionale Architetti, Pianificatori, Paesaggisti e Conservatori)	
EU	EC指令 DIRECTIVE 2005/36/EC OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 7 September 2005 on the recognition of professional qualifications (2005年、ECの閣僚委員会にて採択)	EC指令 大学または同等の教育機関で、4年間のフルタイムの教育または6年間(うち3年間はフルタイム)の教育	なし	大学レベルの試験に合格	あり。 名称独占は加盟国の制度に従う。(EC指令第52条)	なし	なし	CPDを推奨(EC指令第22条)	なし	N/A	Architectの専門的な活動とは、「Architect」という称号を用いて行う活動と定義している。(EC指令第48条)	
香港	建築家登録条令 (Architects Registration Ordinance, 1990年制定) 建築物条例(Building Ordinance, 1955年制定) 建築物(管理)規則 (Building Administration) Regulations, 1960年制定)	HKIAが認定/認証した学校を卒業 香港2校 米国/カナダNAAB (National Architectural Accrediting Board Inc. of the USA)、 英連邦CAA (Commonwealth Association of Architects)、 オーストラリアAACA (Architects Accreditation Council of Australia)、 中国NBAA (National Board of Architectural Accreditation of China)、 ニュージーランドNZRAB (New Zealand Registered Architects Board) が認定/認証した学校  非HKIA認定/認証校の卒業生は、学術資格評価を受けなければならない。  【出典：HLIA/ARB】	登録には香港での1年間の実務経験が必要。 筆記試験の受験資格として、科目によって、12ヶ月または24ヶ月以上の認められた実務経験等が必要。 右記試験科目(3)、(4)、(5)・・・12ヶ月以上 右記試験科目(1)、(2)、(6)、(7)、(8)・・・24ヶ月以上	①HKIA/ARBが実施 ②筆記試験8科目(以下、(1)から(8))を8連続年以内に合格しなければならない。(9)に参加する前に(1)から(8)に合格しているか、免除されていない。 (1)建築工事に関する法規制 (2)建築契約、専門家業務、専門家の行動、契約条件及び報酬基準 (3)建築構造 (4)建築設備と環境規制 (5)建築材料と技術 (6)現場設計 (7)建築設計 (8)ケーススタディ (9)専門家面接	あり。 Registered Architect 登録建築師(ARB)	あり 承認のためBuilding Authorityに提出するすべての計画、構造詳細及び計算は、Authorized Person (Architect, Engineerなど)が準備、署名しなければならない。	毎年、更新。	HKIA会員として、CPDを義務付け 年間25時間	なし	3057人(2014年2月)	香港建築師学会(HKIA: The Hong Kong Institute of Architects) 建築師登録管理局(ARB: Architects Registration Board)  HKIA/ARBによって認可された専門家等の団体による専門資格/登録を保持している人<NLP(non-local professional)>の登録ルートあり。	
フィリピン	共和国法No.9266「2004年建築法」(Republic Act No.9266 "The Architecture Act of 2004")  共和国法No.9266の実行規約(The Implementing Rules and Regulations (IRR) of Republic Act No.9266, IRRと付す。)	CHEDが認証した学校、建築学の科学士	あり(必須) 登録建築家が認定した2年(建築に関する修士保有者は1年)の建築関連の実務経験。	①PRCが実施 ②(1)建築の歴史と理論、計画の原則、建築業務 (2)構造設計、建築資材及び建築仕様、建設及び設備の方法 (3)都市計画及び内装 (4)建築設計と配置計画 筆記試験1日(10時間)と製図試験1日(10時間)	あり Architect (PRC)	あり 建築物の建設、変更に関する建築計画、仕様書、予備的なデータ作成	3年更新	あり 更新手続きはPRC管轄。 更新時に3年分の登録料を支払い、UAPから発行される「会員証明書(Certificate of Good Standing)」を添付する。 会員証明書は以下を含む。 1. UAP会費の滞納が無い事。 2. 会員の不法行為が無い事。 3. CPD 20単位。	なし 一定の条件を満たす法人は登録可能	正会員 10,300人(2013年12月)	高等教育委員会(CHED: Commission on Higher Education) 職能規制委員会(PRC: Professional Regulatory Commission) 建築家規制委員会(Board: Professional Regulatory Board of Architecture) フィリピン建築家連盟(UAP: United Architects of the Philippines) PRCに登録すると自動的にUAPの会員になる。(資格の管理はPRC。UAPはArchitectの統合認定職能団体)	

国	項目	根拠法	資格取得前			資格取得後				備考		
			資格取得要件			資格固有の独占		資格の更新制の有無	継続教育(CPD)の義務等		事務所登録の必要性	資格者人数(資料年度)
			学歴要件	実務要件	試験 (①実施主体②試験内容)	名称独占の有無と名称(登録機関)	業務独占の有無と範囲					
タイ	建築家法 Architect Act 2000 建築専門職法令に基づく省令	Associate architect の試験を受けるための学歴要件は以下の通り、 1) 5年課程の建築学士 2) 4年課程の建築学士 3) ACTが認定した4年の建築関連課程 4) ACTが認定した建築学部Diploma 5) ACTが認定したDiplomaを持ち、建築の知識を保有	学歴要件に応じ、 1) 学歴要件1)の場合、なし。 2) 学歴要件2)の場合、建築関連実務1年以上。 3) 学歴要件3)の場合、建築関連実務2年以上。 4) 学歴要件4)の場合、建築関連実務3年以上。 5) 学歴要件5)の場合、建築関連実務4年以上。  Associate architectを取得したのち、Associate architect 2年の実務経験で、Professional architectの受験資格。Professional architect 7年の実務経験で、Charter Architectの受験資格。	Associate architect の試験は下記の通り。 ①ACTが実施 ②(1)建築設計(製図)6時間 (2)建設材料及び工法 (3)建築構造 (4)建築システム (5)専門的業務 (6)建築基礎 (2)~(4)で3時間半、(5)と(6)で2時間半。  Associate architectからProfessional architectになる際、及びProfessional architectからCharter architectになる際に、別途建築家試験を受験する。	あり Controlled architectural profession Charter architect Professional architect Associate architect Corporate architect (ACT)	あり 法第45条 設計業務、建設管理、検査、プロジェクト計画、コンサルタント業務	あり 2年または5年ごとに会費を支払い、登録を更新	あり(必須)	不明	不明	シャム建築家協会(ASA: The Association of Siamese Architects Under Royal Patronage) 王立支援機関傘下の団体 タイ建築家評議会(ACT: Architect Council of Thailand) CDAST: Council of Deaf of Architecture School of Thailand TQF: Thailand Qualifications Framework The Office of Higher Education	
マレーシア	建築家法 Architects Act 1967 建築家規則 Architects Rules 1966  LAM Part I and Part II Examination Handbook Handbook for the Part III Professional Examination	Graduate Architectであること(建築家法§10(2)) Graduate Architectとなるためには、LAMが認定した建築プログラムを持つ学校(マレーシア11校、オーストラリア15校、ニュージーランド3校、英国32校)において、パートI及びパートIIを終了することが必要	あり(必須) パートI及びパートII終了後、最低2年間 うち1年はマレーシア国内のLAMに登録された建築士事務所における経験に限る。	①LAMが実施 ②パートI及び/またはパートIIの試験 ステージ1-学校のシラバスとコース内容及び成績の評価 ステージ2-作品のポートフォリオの審査と面接試験 ステージ3-設計試験(総合設計プロジェクト) (ステージ2不合格の場合に限る)  パートIIIの試験 職能試験であり、実務経験審査、面接試験及び筆記試験からなる。	あり Professional Architect (LAM)	あり Professional Architectでなければ、建築設計コンサルタント業務を行ってはならない。 同業務は以下を含む。 官庁への建築計画・図面の提出、 建築環境設計に関する方針策定、調査及び開発、 プロジェクトの計画、建設及び生産計画、ならびに部品計画、 インテリア、プロジェクト管理、契約管理、計画設計を含む建築計画及び開発業務等	毎年、登録を更新。	あり(必須) 最低10クレジットポイント	なし。 法人として営業するためには、建築設計コンサルタント業者としてLAMへの登録が必要。	1,901人(2014年2月)	マレーシア建築家委員会(LAM: Bord of Architect Malaysia - Lembaga Arkitek Mayasia)	
インドネシア	(建設関連業務に関する法律)	・インドネシア共和国教育省評決の高等教育課程D3以上(日本の短大相当以上)	あり	なし	あり Arsitek (IAI等)	開発計画から建設契約図書の準備、施工中の技術支援を実施する場合はその工事計画等、建設工事に関連する一連の業務	あり 有効期間は3年	更新の際には、再認定が必要。	あり	登録者5,489(2014.5)	インドネシア建築家協会(IAI: Ikatan Arsitek Indonesia) 建設関連業務開発機関(LPJK: Lembaga Pengembangan Jasa Konstruksi)  大学卒業後、任意の協会で資格を登録する。 登録の要件は各協会で定める。 資格の有効期間は法定で3年。 資格延長の際は、都度資格審査を受ける。 <資格は職能協会認定する。法律上、他分野(例えば設備工事協会)の認定協会でも建築家の認定は可能。そうした登録者も多い。しかし、首都ジャカルタ政府は運用上、建築申請書に署名する建築設計者はIAI認定者、構造設計者はHAKI認定者、地盤技術者はHATTI認定者しか認めていない。>	

建築家制度比較表(2013)

国	項目 根拠法	資格取得前 資格取得要件			資格取得後				備考		
		学歴要件	実務要件	試験 (①実施主体②試験内容)	資格固有の独占		資格の更新制の有無	継続教育(CPD)の義務等		事務所登録の必要性	資格者人数 (資料年度)
					名称独占の有無と名称 (登録機関)	業務独占の有無と範囲					
メキシコ	(憲法) 資格が必要な職業、条件、発行機関は、各州で制定された法令により定める。  (州法の一例)メキシコ市の場合 学位を登録して得られる職業免許を以って法的効力を発生する。	通常5年 (参考情報：Acreditadora Nacional de Programas de Arquitectura y Disciplinas del Espacio Habitable A. C. (ANPADEH：建築教育及び住宅空間技能者認定団体。旧COMAEA)という、大学の課程(期間を含む)を認可する機関が有る。)	なし (職能資格の取得方法は大学にて定める。例えばUNAM大学では約12種類の資格審査の方法が有り、実務が必要となるのは、その内の1つ。)	なし (職能資格の取得方法は大学にて定める。例えばUNAM大学では約12種類の資格審査の方法が有り、職業試験が必要となるのは、その内の1つ。)	あり Arquitecto, Arquitecta (公共教育局)	現場責任者 都市計画、建築計画の設計責任者	なし	なし	なし	不明	大学卒業時に、建築家としての資格審査を経て審査合格者が建築家の資格を授かる。免許申請により免許を得た者のみ、建築家としての業務が可能。
UIA	UNESCO/UIA建築教育憲章(2011年改訂版) 建築実務におけるプロフェッショナルリズムの国際推奨基準に関するUIA協定(2011年修正)	<憲章>大学またはこれと同等の教育機関における5年以上の全日制の学習が必要 <協定>認定等をうけた大学におけるフルタイムの、認定等された建築課程...5年以上 (地域性や教育事情への対応の多様性と教育の同等性について柔軟な対応をすることを容認)	<憲章>建築家登録/免許/資格証明を得るためには、適切な環境での最低2年の実務経験を要するが、このうち1年間は教育機関での学習修了前に取得が可能 <協定>建築を専攻した卒業生には、建築家として実務を遂行するための登録/免許/証明取得に先立ち、少なくとも2年間	<協定>修得した専門的知識と能力を、適切な証拠を提出して証明しなければならない。 ・実務経験/訓練/インターン制終了時の試験に合格	Architect	<協定> (独占ではなく業務範囲として) 土地利用計画、アーバンデザイン、建築プロジェクトに関わる、設計とマネジメントのサービスの提供	<憲章>建築家に対する継続教育が設定されなければならない。建築教育は決して閉鎖的なプロセスではないからである。 <協定>現状は、1年当たり35時間のCPDを課す制度が多いと認識している。UIAは、公衆の安全のために、CPDを有資格者の義務として実施することを奨励する。UIAは、各国の登録更新のためのCPDの実施状況を監督するとともに、その推奨基準を示す。	<協定>法律で許容される範囲内において、いかなる業務形態もとることができるようにすべき。			

国	項目 対象とする 技術者資格制度と 根拠法 (又はこれに代わる根拠)	資格取得前			資格取得後				備考		
		資格取得要件			資格固有の独占		資格の 更新制 の有無	継続教育(CPD) の義務等		事務所登録の必要性	資格者人数 (資料年度)
		学歴要件	実務要件	試験 (①実施主体②試験内容)	名称独占の 有無と名称	業務独占の 有無と範囲					
英国 共通	Engineering Councilによる登録制度 Chartered Engineer (CEng) ほかに以下の2つの資格がある。 Incorporated Engineer (IEng) Engineering Technician (EngTech)  根拠法 Engineering Councilに授与されているRoyal Charter (1981) と、それに基づくBye-law及びRegulations	必要とされる知識及び理解に相当する学歴資格として、以下が「例示」されている (UK-SPEC) ; *認定された工学又は技術課程の優等学士 (BEng(Hons)) 取得後、適切なマスター学位、若しくはEngD (UK独自の工学博士課程、4年)、またはマスター相当の適切な学修 *又は、認定された総合MEng学位 (Integrated MEng、UK独自、4年) の取得  例示されたような学歴を持たない申請者は、同等の知識と理解を習得したことを明確に示す必要があり	*必要な実務経験年数の定めはないが、UK-SPECに示された力量と倫理を証明できるだけの実務経験が必要。 *UK Standard for Professional Engineering Competence (UK-SPEC) とは、ECUKが定めたCEng等としての登録に必要な力量と倫理 (competence and commitment) の基準 *UK-SPECに定める力量と倫理の基準は以下の5分野からなる。 A 既存及び新技術の適用を最適化するための一般・専門工学知識及び理解 B 工学的課題の分析・解決のための適切な理論的・実践的方法の適用 C 技術上及び業務上のリーダーシップの提供 D 効果的な対人関係スキル E 社会、職能及び環境に対する義務の認識と職能規範への個人としての適合	*複数の評価者による面接試験が必須。 *個々の候補者についての能力評価・決定admitは、professional reviewと呼ばれる、peer reviewのプロセスを通じて行われる。その概要は以下の通り； 1)申請先の専門家団体 (例：構造エンジニア協会 (IStructE)) が採択している要求基準に沿って、申請者の力量及び倫理 (competence and commitment) がそれを満足していることを挙証する記述を含む申請書を作成する	Engineerの名称は、法的に保護されていない (誰しもが任意に使用しうる)  Engineering Councilの制度に基づくChartered Statusとしての名称(CEng)の使用は、資格認定者に限定されている。	なし	毎年更新	なし	235,000人 (2013年)	Chartered Engineersの制度を運営する36の認定機関のうち、建築関連の協会としては ・ IStructE(The Institution of Structural Engineers) ・ CIBSE(Chartered Institution of Building Services Engineers)、 ・ CIPHE(Chartered Institute of Plumbing and Heating Engineering) ・ ICE(Institution of Civil Engineers) ・ IFE(Institution of Fire Engineers) 等がある	
英国 Structural 1 Engineer	IStructE(Institution of Structural Engineers)が運営するStructural Engineer  ①Engineering Councilによる教育プログラム認定 (Accreditation)  ②The IStructEの制度を管理運営するi)Royal Charter, ii)Bye-laws, iii)Regulationsの各層の規定	<共通事項> ①IStructEの会員種別のうち、以下に該当するものは、Chartered Structural Engineerの称号を使用することができる。(Bye-Laws 4.) ; * Fellow (FIStructE)、Member (MIStructE)、Associate (AIStructE) ②以下に、Chartered Member (MIStructE)となる場合の要件等を示す(Reg. 1.7 各項) ●ISE HP①  ○協会認定のMEngの学位 (通常Full time制4年)を保有 ○BEng (Hons)の学位でも申請できるが、認定のMSc学位、または協会のTechnical Report Route (●ISE HP ③)を通じて、さらなる学修を積んだことを示すことが必要 ●ISE HP② ○協会認定学位も相互承認学位もない場合は、Academic Assessmentを受けることが必要  ③上記以外に、Chartered Memberとなるための以下のような代替ルートがある●ISE HP ① * 相互認証協定ルート：IPD、PRIを経ず、直接試験を受験 * 研究開発ルート： ●ISE HP⑦ * Associate-Member to Chartered Engineerルート： ●ISE HP⑧ ④Chartered engineer等となった者は、Membership Certificate (又はStatements of	○協会のIPDプログラム (Initial Professional Development Program 備考 1)を修了 ○IPDは、学校教育と専門家としての資質の間を埋めるブリッジとなるもの。 Chartered Memberの場合には、13項目のCore Objectivesについて行われる ●ISE HP④ ○これらの項目を (仕事をしながら) 終了するためには通常3-4年を要している	○PRI(Professional Review Interview)に合格し、かつ、7時間のChartered Membership Examination.に合格 ○PRIは、Core Objectivesの達成状況の確認を目的として実施；IDP最終レポートを作成；15分以上の発表；60分程度の口頭試験 ●ISE HP⑤ ○試験は、毎年1回4月に実施；8の設問群から1つを選んで回答；セクション1・2の2部構成●ISE HP⑥	"Chartered Structural Engineer"の称号は保護されている (By-laws 4.)	なし	あり 年会費 £289	なし	Institution of Structural Engineersの会員は27,000人。	備考1： ○3つのルートあり ・ 自己管理Individually Managed ルート ・ 認定コースAccredited Training Schemeルート ・ 遡及照合Retrospectively Collatedルート (業務経験のポートフォリオを作成して口頭試験をするもの)	

国	項目 対象とする 技術者資格制度と 根拠法 (又はこれに代わる根拠)	資格取得前			資格取得後				備考		
		資格取得要件			資格固有の独占		資格の 更新制 の有無	継続教育(CPD) の義務等		事務所登録の必要性	資格者人数 (資料年度)
		学歴要件	実務要件	試験 (①実施主体②試験内容)	名称独占の 有無と名称	業務独占の 有無と範囲					
米国 全般	Professional Engineer 各州政府が所管  根拠法 各州の州法、規則類	○州の担当部局 (Professional Engineer Boardなど) が承認する教育 プログラムで「学歴」年数 (Educational Year Credit) を取得する。この場合、 ABET (The Accreditation Board for Engineering and Technology) のAccreditation を活用する場合はほとんど。	○一定の「実務経験」年数 (Experience Year Credit) を取得する。 ○一定の条件を満たす「学 歴」年数によって、「実務 経験」年数に置き換える等 の「みなし」規定がある	○担当部局が認める試験に合格 する。この試験は、ほとんどが NCEES (the National Council of Examiners for Engineering and Surveying) が提供する2 段階の試験 (FE (fundamentals of engineering) 試験&PE (principles and practice of engineering) 試験) を用いて いる。特定分野 (Structural Engineerなど) に関しては、州 独自の付加的試験が課されるこ ともある。	一般に、PEの名称及び分野 ごとの呼称 (例えばCivil Engineer) は、資格者(登録 者)のみが使用することがで きる。	一般に、PEのうち、市民に 直接業務を提供する場合は多 い職種 (Civil Engineer、 Mechanical Engineerなど) については、図面、仕様書、 報告書の作成などのエンジニ アリング業務の遂行practice of engineeringは、資格者が 自ら行うか、資格者の指示監 督の下で行うことが求められ ている	登録又は登録証 明書の更新とい う意味で2~3 年で更新	州によって異な る	一般に、「法人」 (corporation, firm 等)として業務の提供 を行う場合に、届出、 登録等が求められてい る。	806,519人 NCEES HP による各 Licensing Boardsの Active licensed engineers の合計。 Montanaの み記載な し。	○他州での資格取得者等、 実務経験/学歴要件を緩和 したり試験を免除したりす る「特認Waiver」規定もあ る。
米国 カリフォル ニア州	Professional Engineer  州政府Department of Consumer Affairsの BPELS(The Board for Professional Engineers, Land Surveyors, and Geologists)が所管。  根拠法 CA州Professional Engineers Act (CA州 business and Professions Code §§6700-6799)  Board Rules and Regulations Relating to the Practices of Professional Engineering and Professional Land Surveying California Code of Regulations Title 16, Division 5 §§ 400-476	<第一段階> ○FE試験の受験資格として、postsecondary engineering educationを3年以上、3年以上のengineering 実務経験、又 はこれらの合算したもので3年以上の学歴/実務要件 (Act§ 6751(a)(2))  <第二段階> ○6年以上のqualifying experience in engineering work * 1の実務経験 (Act6751 (b)(2)) ○上記のqualifying experienceについて、学歴/教育歴に 応じて同等扱い規定あり (Act§6753) (a)boardが認定した大学課程 (●ABETによる認定) を修め 工学学位engineering degree取得者については4年相当を授 与 (b)非認定工学課程を修め工学学位を取得した者について は、最大限2年相当まで授与できる、 (e)boardが認めうる工学教育実務については、1年相当を超 えない範囲で授与できる、他	○NCEESが提供する試験 (FE (fundamentals of engineering) (8時間) ) ○EIT(Engineer-in-training) Certificateを取得 (Act§6756)  <第二段階> ○the second division of the examination (Act6755.1) ○基本的に各区分ごとの NCEES試験(8時間) ○Civilについては、Seismic PrincipleとEngineering Surveying (各2.5時間) が課さ れる (Act6755.1 (b))  <Structural Engineer等> ○Structural Engineer及び Geotechnical Engineerは、 Civil Engineerについては、 Civil Engineerとなった後3年以 上の実務経験を経て個別の試験 に合格 (Act§6763、Rule 426.10)	あり。 <名称区分> 以下の12の分野名が付され るPEについては、そのTitle の使用が保護されている (Act§6732他) ; ・ Agricultural ・ Chemical ・ Civil ・ Control System ・ Electrical ・ Fire protection ・ Industrial ・ Mechanical ・ Metallurgical ・ Nuclear ・ Petroleum ・ Traffic  <専門認可区分> 同様にCivil Engineerの中 で、Structural-及び Geotechnical-の呼称 (各 authority) の使用も保護さ れている。	あり。 左欄のうち、Civil (Structural及び Geotechnicalを含む。)、 Electrical、Mechanicalの各 区分に該当する工事に用いる 図面、仕様書、報告書等の 「図書」は、該当する資格を 有するPEが、自ら作成する か、その指示監督のもとで作 成させなければならない。作 成した最終的図面等には、担 当したCivil Engineer等の署 名、日付及び印章 (Seal or Stamp) を表示しなければ ならない (Act§6735、 6735.1、6735.3、6735.4 他) これ以外にも、他の州法の規 定などにより、以下のような 制限がある ; ・ 病院の構造耐力関係部分の 設計は、Structural Engineerでなければしては ならない ・ 公立学校及び病院の設計 は、CivilEngineerはするこ とができない  出典 : Building Design Authority	登録証明 (Certification of registration, Act§6762)は、2 年毎に更新が必 要 (Act§6795)	なし (Professional Licensing Guide P.7)	<業務独占がある、 Civil、Electrical、 Mechanicalの各PEに ついて...> 「個人」として業務を 提供する場合は、特に 規定なし。  以下のような形態の企 業Businessとして業務 を提供しようとする場 合には、組織構成に関 する要件を満たし、名 称、所属するPE等につ いてのOrganisation RecordをBoardに届出 (Act§6738(i))。構成 員、住所等の変更につ いても同様(Rule§463 他) ・ 個人企業sole proprietorship ・ partnership ・ limited liability partnership ・ firm ・ corporation	州内居住で 62,250人、 州外居住で 22,444人の Engineer (2012.1 NCEES調 べ)	注1) first division、 second divisionの各試験に ついて、優れた実務経験、 技術階への貢献、他州にお ける試験合格等の条件に応 じて、適用免除(waiver)で きる規定がある(Act§6751、 Rule 438等)	
米国 ニュー ヨーク州	NY州 The Education Law (Article 145 Engineering and land surveyor)  The Regulations of the Commissioner  The Rules of the Board of Regents	<FE試験> 6年相当の実務経験/学歴単位 (Reg.§68.3(b))  <PE試験> 12年相当の実務経験/学歴単位 (Reg.§68.3(b))  上記の実務経験/学歴単位Eduaction/experience creditの 算定の方法は多様 (Reg.§68.1)。 ABETの認定プログラムかどうか、さらにEngineeringコー スかEngineering Technologyコースかで、年数が異なる。 例えば、ABET認定課程は2単位/年なので、ABET認定学位 保有者は実務4年でPE試験を受験可 (2×4+4=12)。 ●License Requirements及びその付属図書 (NY①、NY ②)	NCEESのFE (fundamentals of engineering) 試験 (Reg.§ 68.3)  PE (principles and practice of engineering) 試験 (Reg.§ 68.3)	あり。 Professional Engineerとし てLicenseを受けた者又は他 に認定された者を除き、 Professional engineerの名称 を使用してはならない (Law §7202)	あり。 Professional Engineerとし てLicenseを受けた者又は他 に認定された者を除き、 engineeringのpracticeをし てはならない (Law§7202)	州内で営業しよ うとするPEは、 3年毎に登録 (免許証明 Certificate of authorizationは 3年ごとに更 新) (Law§721 1 (1)他)	3年間で36時間 のMandatory Continuing Education(Law §7211、Reg§ 68.11~68.12)	Professional Engineer としての業務を提供し ようとする個人及び法 人は、局から免許証明 Certificate of authorizationを取得す る (3年有効) (Law§ 7210)	州内居住で 14,120人、 州外居住で 11,479人の Engineer (2012.1 NCEES調 べ)。なお、 NY州で 2013年の発 行数はPEで 1636人。 .		

国	項目	資格取得前			資格取得後					備考	
		資格取得要件			資格固有の独占		資格の更新制の有無	継続教育(CPD)の義務等	事務所登録の必要性		資格者人数(資料年度)
		学歴要件	実務要件	試験 (①実施主体②試験内容)	名称独占の有無と名称	業務独占の有無と範囲					
オーストラリア全般	EA(The Engineers Australia)は会員のうち一定の要件を満たす者にChartered Professional Engineer (CPEng) を付与する制度を運営している。また、EAはNERB(The National Engineering Registration Board)の指示の下でNPER (National Professional Engineers Register) を運営している。	豪国内の認定されたエンジニアリングの学位又は同等審査(第1段階)  (1)ワシントン協定加盟機関認定課程の卒業 ・第1段階審査は不要。 (2)エンジニアズ・オーストラリア (Engineers Australia (EA)) の認定した学位を持たない場合 ・第1段階審査により第1段階の力量を確認。 ・第1段階力量基準は、(1) 知識・技能の基礎、(2) エンジニアリングの応用能力、(3) 専門職及び人間としての属性、3分野にわたる16項目。(1) は自然科学一般や専門分野の理解等、(2) は問題解決能力等、(3) は倫理、コミュニケーション、マネジメント等。	第2段階力量基準に示された力量を証明できるだけの実務経験が必要。 出願の方法により、3年～15年。	提出書類審査及び面接試験の合格(第2段階)  力量証明書、実務経験記録、履歴書及びCPD記録を提出し、書類審査により第2段階の力量基準を満足していると認められた上で、約1時間の実務経験に関する面接試験	CPEngの称号は豪国ではEAだけが与えることができる。	QLDを除いて業務独占はなし	毎年更新	150時間/3年、うち50時間は自らの分野、10時間はrisk management, 15時間はbusiness and management skills、残りは自分の関心ある分野。5年ごとに監査(audit)を受けることがある。	不明	PEやCEngとしての登録は上述EAに拠る。	
オーストラリアクイーンズランド州	州法に基づき、州政府BPEQ(The Board of Professional Engineers of Queensland)が運営するRPEQ (Registered Professional Engineer, Queensland) 制度  根拠法 Professional Engineers Act 2002 Professional Engineers Regulation 2003	登録を申請する者は、承認審査機関(Approved Assessment Entity) から当該申請者が qualification and competencyを有すると評価を得た後にBPEQに申請する (Act § 8~10)。 この承認審査機関とは、The Actのpart 6A Assessment entities and schemes (§112Aから§112Vまで)の規定に基づき、州政府の大臣がその審査制度を承認した機関をいい、building service, civil, electrical, management, mechanical structuralの各部門ではEAが、また、fire engineeringの部門ではIFE(Institute of Fire Engineers, Australia)である。  したがって、RPEQの登録要件は、CPEngの登録要件と同じである。			あり。 登録していない者は、自分がProfessional Engineerであるとふるまったり、名乗ったりしてはいけない(Act§ 113~114)。	あり。 PEでないものはprofessional engineering serviceをしてはならない(Act§115)。	毎年度更新(Act §15)	承認審査機関のCPD基準のとおり。ただしチェックはしない。	不明。	2013.7.1現在で9,715名で、この一年での新規1,417名、以前まで登録した者の再登録117名。(Newsletter 2013.Novより)。	
ニュージーランド	The Institution of Professional Engineers New Zealand (IPENZ)にChartered Professional Engineer (CPEng)として登録  根拠法 Chartered Professional Engineers of New Zealand Act 2002  Chartered Professional Engineers of New Zealand Rules (No 2) 2002	ワシントン協定または同等と認められるエンジニアリングの学位(4年) 学位がない場合は、知識審査(knowledge assessment)を受ける必要あり。	力量基準に示された力量を証明できるだけの実務経験が必要。 ワシントン協定認定課程修了者が認められた実務研修プログラムに参加する場合で、通常3.5年～4年を要する。	提出書類審査、面接(ビデオ会議の場合もあり)及び論文(免除される場合もあり)	あり Chartered Professional Engineer	なし。 ただし、一定の建築工事についてその設計をCPEngが実施または審査した場合は、建築同意(building consent)が不要との規定あり。	あり。 毎年登録証を更新。 登録を継続するためには、6年ごとに継続登録審査を受ける必要あり。	継続登録基準で、知識、技能の維持が求められており、提出資料の一部としてCPD実績を提出。 CPDは年50時間を推奨。	なし。	CPEng (Structural) 882名  IPENZ: The Institution of Professional Engineers New Zealand	
カナダ全般	各州ごとに州法に定めるP.Eng制度を運営。 なお、州を超えての大学認定、試験作成等に携わるEC(Engineers Canada(CCPE:The Canadian Council of Professional Engineers))がある。	ECに設置されたCEAB(Canadian Engineering Accreditation Board)が認定若しくは承認した学位又は試験合格	ほとんどの州で4年(ケベック州では3年)以上のエンジニアリングの実務経験(うち1年はカナダ国内でのPEの)が必要。	ECが発行する試験指針(Guideline on the Professional Practice Examination)では、多肢選択式、○×式あるいは記述式を含み、試験時間は、2～3時間を推奨している。	すべての州であり	すべての州であり	免許は更新性で、毎年免許料を支払う	州によって異なる。 Engineers CanadaはCPDを奨めている。	不明。	カナダ国内で26万人のengineering professionもつ会員(EC発行のAnnual Report2013)	

技術者制度比較表(2013)

国	項目	資格取得前			資格取得後				備考		
		資格取得要件			資格固有の独占		資格の更新制の有無	継続教育(CPD)の義務等		事務所登録の必要性	資格者人数(資料年度)
		学歴要件	実務要件	試験 (①実施主体②試験内容)	名称独占の有無と名称	業務独占の有無と範囲					
カナダ オンタリオ州	州法に基づき、PEO (The Professional Engineers Ontario) が運営する P.Eng(professional Engineer) 制度。 根拠法 ・ The Professional Engineers Act ・ R.R.O. 1990, REGULATION 941	CEABが認定するengineering degreeを得て卒業、ないしは同等の教育課程を修了、またはその資質がある、ないしは必要に応じて何らかの technical examsに合格)。(Act§14、Reg§33(1)1,36(1))	48ヶ月以上 (うち12ヶ月以上はカナダ人のlicensed professional engineersの下で) の実務経験(Act §14, Reg33(1)2~4,,33(2)) 。	PPE(Professional Practice Examination) (Reg.§1, 34,36,37,39)。 同試験は、法令、倫理等実務に関する3時間の論述試験。	あり。 PEでない者はProfessional Engineerの名称やその印章を使用してはいけない(Act§40(1)(2), Reg§55.1)	あり。 professional engineering serviceに従事する者は免許が必要(Act §12(1))で、市民に提供する者はa certificate of authorizarionが必要(Act §12(2))。	a certificate of authorizarionは1年毎 (Reg.84(2))	特に規定はないが、A Self-Regulated Professionであるとしている。	市民に対して業として提供する個人又は会社はCertificate of Authorizationを得る(Act §12(2), 13)	2013.12.31現在、P.Eng.免許保持者77,001、Certificate of AuhORIZATION 4,860 (Annual Review 2013 p4上)	
カナダ ブリティッシュ・コロンビア州	州法に基づき、APEGBC(The Association of Professional Engineers and Geoscientists of British Columbia) が運営する P.Eng (professional Engineer) 制度。、 根拠法 ・ Engineers and Geoscientists Act ・ Bylaws of the Association	全日制4年の工学等関連の学士課程を修了。それ以外の場合はAPEGBCが認めた試験や面接に合格(Act §13、Bylaws §11(e)ほか)	最低4年間以上の工学実務経験で、うち1年以上はカナダ又は米国で登録されたPEの直接の指導の下でのものであること (Act §13, Bylaws §11(e))。	the Professional Practice Examinationに合格(Act §16、Bylaws§11(e)ほか)。 同試験は、法令、倫理等実務に関する3時間の試験で、うち2時間は多岐選択式100問で、続く1時間は論文式である。	APEGBCに登録していない者がprofessional engineerという名称を使用することは禁止し、そのような者に対して差し止め請求(injunction)ができる(Act§22,23)	APEGBCに登録していない者がpractice of professional engineeringを行うことは禁止し、そのような者に対して差し止め請求(injunction)ができる(Act§22,23)。	年間登録管理料 (Act §21,Byelaws §10)。	APEGBCの定める professional development guidelinesに基づき、その会員は年間80時間以上の Professional Developmentの記録と報告とを奨めている。	practice of professional engineeringを行う会社等にcertificate of Authorizarionを発行(Act §14)。(Act §22)	Professional Engineer 22,411名	
ドイツ	各州のエンジニアIngenieur (協会kannmer-)法 gesetz  NRW州の場合には、「建築家」および「都市計画家」の称号の保護、ならびに建築会議所、「コンサルタントエンジニア」の称号の保護、ならびに技術者会議所建築部に関する法律- 建築会議所法 (BauKaGNRW) –  職業上の称号「エンジニア」を保護するための法律 (エンジニア法 IngG)	一般のエンジニアの場合... 大学 (3年程度) の工学または他の関係のある技術系学位 所管官庁を通じて「大卒エンジニア (Ingeniuer (grad.))」の称号を名乗る権限を与えられる場合もある コンサルタントエンジニア (自営職業技術者Beratende Ingenieure) の場合... 上記のIngenieureの称号を名乗る権限を有すること	一般のエンジニアの場合...無  コンサルタントエンジニア (自営職業技術者Beratende Ingenieure) の場合... 3年以上の実務経験	一般のエンジニアの場合...無  コンサルタントエンジニア (自営職業技術者Beratende Ingenieure) の場合...なし	一般のエンジニアの場合...法規制のある州では、学歴等要件を満たした場合のみ名乗ることが可  コンサルタントエンジニア (自営職業技術者Beratende Ingenieure) の場合... 技術者会議所への登録がなされた者のみ (他の州で登録を受けている者、外国での同等の称号を有している者等の例外あり)	一般のエンジニアの場合...無 (当然、コンサルタントエンジニアとしての業務はできない)  コンサルタントエンジニア (自営職業技術者Beratende Ingenieure) の場合... エンジニア部門での”自己責任による独立した”コンサルティング、開発、計画、支援、審査等の業務については、Beratende Ingenieureとしての登録を受けている必要がある			一般のエンジニアの場合... 該当無  コンサルタントエンジニア (自営職業技術者Beratende Ingenieure) の場合... 該当無  注) 登録を受けたコンサルタントエンジニアは、個人又はパートナー会社のパートナーとして営業できる (NRW IngG§27(2))。コンサルタントエンジニアという称号を会社として使用しようとする場合は、技術者会議所の会社一覧に登録されていないと認められない (同§33(1))。	独は16州からなる連邦国家であり、多くの規制等事項は、州政府の管轄 「技術者」としての一般論；工学・自然科学系の大学・専門学校を卒業することによって授与される「学位」(往時はDiplom-Ingenieur、現在はローニャ・プロセスに基づくBachelor又はMaster) を持つことによって技術者として実務を行うこと (職名Ingenieureを使用すること) を認められている。(州法による規制有) 「自営職業技術者Beratende Ingenieure (英訳: Consultant Engineer) として； 製造企業や官庁などの職員として業務を行うのではなく、独立した職業技術者 (個人、企業) として業務を行おうとする場合は、各州の「技術者 (技術者会議所) 法」に基づいて、技術者会議所 Ingenieurkammer自営職業技術者Beratende Ingenieureとして登録されなければならない。	

国	項目 対象とする 技術者資格制度と 根拠法 (又はこれに代わる根拠)	資格取得前			資格取得後					その他	備考
		資格取得要件			資格固有の独占		資格の 更新制 の有無	継続教育(CPD) の義務等	事務所登録の必要性	資格者人数 (資料年度)	
		学歴要件	実務要件	試験 (①実施主体②試験内容)	名称独占の 有無と名称	業務独占の 有無と範囲					
フランス	エンジニア称号委員会CTI: Commission des Titres d'Ingénieurは、1934年7月10日付法律に基づいて設立された、工学(教育)認定機関で、教育省の管轄下にある。	《Diplôme d'Ingénieur》関係； CTIが認定する高等教育機関による課程修了者に限定 高等教育機関Grandes Ecolesは、技術専門学校、工業単科大、総合大附置機関、総合大学等の形態 Diplôme d'Ingénieurの学位授与の権限を得るために必要なカリキュラムは、 ① 準備コース (2年間、120ECTS) ...基礎科学 ② エンジニアリング課程 (3年間、180ECTS) ...社会科学、インターンシップを含む総合的・実務的な専門教育 ①と②を内包するGrandes Ecolesもある ②への進学は、競争的な国家的試験により決定。他の大学からの入学者も一定数存在	N/A	N/A	Diplôme d'Ingénieurの呼称は、後ろに学位授与した高等教育機関の名称を続けるのが正式(名刺等に表記する場合は、正式名称を付けることが義務付けられている。例： Ingénieur diplômé de l'Ecole nationale des ponts et chaussées	なし	N/A	N/A	不明	不明	名称ingenieureの使用は、規制されておらず、また名称の保護もない。一般的に企業で勤務する技術者に関するTitleの保護あるいは規制はない 法律によって名称に関する規定が唯一あるのは、「Diplôme d'Ingénieur」であり、これは主として、下記CTIにより認定(厳密にはCTIの答申に基づき、教育省大臣により認定)された高等教育機関によって授与される「学位」である。この「学位」取得者は、各界で、マネジメント系の業務に就くことが多い。
EU	FEANI: European Federation of National Engineering Association 欧州32ヶ国に存在するプロフェッショナルエンジニア協会を結びつけるための連合組織。	FEANIは、EUR INGのタイトルを申請するための学歴条件としての学校及びプログラムのリストFEANI INDEXを保持している。 EUR INGとして登録するための最低基準は、FEANI INDEX掲載課程修了者の場合、B + 3U + 2(U/E) + 2E B: およそ18歳で与えられた1つ以上の公式証明書によって有効になったハイレベルの中等教育を表す U: FEANIによって認められ、FEANI INDEXに含まれた大学または大学レベルに他の承認された機関から与えられた承認された大学プログラムの年(フルタイムあるいは同等)を表す E: FEANIによって容認された機関によって評価され認められた関係する実務経験の年(フルタイムあるいは同等)を表す	なし	なし	EUR ING	なし	不明	CPDを推奨	N/A	不明	